

令和7年度 埼玉県
「学校における現代的な健康課題解決支援事業」
報告書



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和8年3月
埼玉県教育委員会

I 令和7年度埼玉県「学校における現代的健康課題解決支援事業」

1 連絡協議会の設置

埼玉県教育委員会に、学校関係者、医療関係者、関係機関職員等で構成する埼玉県「学校における現代的健康課題解決支援事業」連絡協議会を設置し、事業の検討や効果の検証・分析等を行う。

- (1) 埼玉県「学校における現代的健康課題解決支援事業」を推進するための方針の協議、検討を行う。
- (2) 埼玉県「学校における現代的健康課題解決支援事業」を推進するための取組の検討を行う。
- (3) 埼玉県「学校における現代的健康課題解決支援事業」における成果の検証及び普及を行う。

2 健康課題解決検討委員会の設置及び指導者の派遣

各地域単位の学校や団体の健康課題解決に向けて、健康課題解決検討委員会を設置して、専門医及び学識経験者、学校関係者等を講演や講義、講話等において講師や指導助言者として、チームでの派遣を行う。

- (1) 費用負担は、予算の範囲内で埼玉県教育局県立学校部保健体育課が負担し、支払い等の事務処理は事務局が行う。
- (2) 指導者との連絡調整は、埼玉県「学校における現代的健康課題解決支援事業」連絡協議会の指導・助言を受けながら行う。

3 事業の成果

- (1) 協議会の指導助言を受け、実践上の課題を明確にして解決に向けた具体的な方策について検討や協議を行うことにより、地域や外部有識者との連携を強化することができた。
- (2) 春日部市の体力向上推進委員会と連携することで、市内の多くの教職員と関わることができ、市内全ての学校に「子どもの生活習慣の改善」について発信することができた。
- (3) ギャンブル依存症というこれまで事業で取り上げていなかった新たな健康課題について、高校生を対象として取り組み、有意義な講演を実施していただいたことで、県内に広める良い機会とすることができた。

4 今後の課題

- (1) 健康課題を地域で解決していくため、地域学校保健委員会の設置等、引き続き学校や市町村教育委員会に働きかけを行っていくことが必要である。
- (2) 委員の決定後、委員会を開催できる期間や回数は限られている。そのため、講義や講演及び授業研究会の実施にあたっては、県教育委員会と学校及び市町村教育委員会との連携・支援体制を早期に構築することが必要である。
- (3) 令和元年度から1地区に限って実施してきた本事業で、今年度モデル校事業も行った。事業を増やしたことで、多くの好事例を県内に周知する必要がある。今後も県教育委員会ホームページに事業報告を掲載するとともに、各種研修会で紹介していく。

5 令和7年度 埼玉県「学校における現代的な健康課題解決支援事業」実施要項

(1) 趣旨

児童生徒の心身の健康問題の解決を図るには、社会全体での取組が重要であることから、県内の地域単位の学校等において、「学校における現代的な健康課題解決支援事業」を実施する。

各地域に、専門医や学校関係者、地域保健関係者で構成する「健康課題解決検討委員会」を設置し指導者を派遣するなどを通して、地域における学校保健の課題解決に向けた取組を実践することで、学校・家庭・地域全体で、子供たちの豊かな心と健やかな体を育成するための支援を行う。

(2) 派遣地域（予定）

1 地域（団体）

(3) 事業内容

「健康課題解決検討委員会」の設置及び指導者の派遣

- (1) 教職員、児童生徒、保護者に対し、講演等を行う。
- (2) 地域の教職員を対象とした研修会を開催する。
- (3) 地域学校保健委員会等において、指導助言や講演、講義、講話を行う。

(4) 派遣対象

ア 2校以上の学校関係者が集まる団体（教職員、児童生徒、保護者のいずれでも可）

※児童生徒を対象とする場合は、本事業の趣旨を踏まえ、教職員、保護者の参加を促す。

イ 教職員の研究団体及び学校保健会

※例) ○○市保健主事会、○○町養護教諭会、○○地区学校保健会

(5) 1地域に派遣する健康課題解決検討委員会の構成

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、養護教諭、市町村教育委員会学校保健担当者等3～4人程度で構成。

※地域の課題に応じ、健康課題解決検討委員会を構成し派遣する。

(6) 報償費・旅費及び会場費

予算の範囲内で埼玉県教育局県立学校部保健体育課が負担する。

(7) 派遣期間

令和7年6月9日（月）～令和7年12月19日（金）まで

(8) 実施方法

ア 健康課題解決検討委員会の設置及び指導者の派遣を希望する市町村の団体は、実施画書（様式1）を、別途指定した期日までに、市町村教育委員会及び教育事務所を通じて県保健体育課へ申請する。県立の団体及び学校保健会は直接、県保健体育課へ申請する。

イ 県保健体育課は、申請のあった団体に対し、派遣の可否について通知する。

ウ 許可を受けた団体に対し、県保健体育課及び所管する市町村教育委員会は、健康課題解決検討委員会の設置、開催日程、会場等に関する調整を行う。

- エ 調整後、県保健体育課は、会場予約及び関係各所へ正式に依頼する。
- オ 必要に応じ、許可を受けた団体の代表と健康課題解決検討委員会は、事前及び事後の打合せを行うことができる。その際の日程調整及び会場の確保については、市町村教育委員会（県立については県保健体育課）が行う。
- カ 事業を実施した団体は、終了後2週間以内に事業終了報告書（様式4）を提出する。また、健康課題解決検討委員会の協力を得て、12月末までに関連資料（写真等をまとめたもの）を県保健体育課に提出する。（令和7年12月末に事業実施した場合は、事業実施から10日以内とする。）

6 令和7年度 埼玉県「学校における現代的な健康課題解決支援事業 （モデル校事業）」 実施要項

（1）趣旨

近年、社会が大きく変化し続ける中で、学校においても、子供を取り巻く状況の変化や多様化・複雑化した課題に向き合うため、教職員に加え、多様な背景を有する人材が各々の専門性に応じて学校運営に参画することにより、学校の教育力・組織力をより効果的に高めていくことが求められていることから、県内のモデル校において、「学校における現代的な健康課題解決支援事業」を実施する。

専門医や学校関係者、地域保健関係者で構成する「健康課題解決検討委員会」を設置し指導者をモデル校に派遣するなどを通して、学校保健の課題解決に向けた取組を実践することで、学校・家庭・地域全体で、子供たちの豊かな心と健やかな体を育成するための支援を行う。

（2）モデル校

県立久喜北陽高等学校

（3）事業内容

「健康課題解決検討委員会」の設置及び指導者の派遣」

スマートフォン等の普及に伴い、中高生でもオンラインカジノを含めたギャンブルに容易にアクセスできるようになっており、その結果ギャンブルに依存するリスクが高まっていることから、ギャンブル依存症を予防するための取組について検討を行う。

ア 教職員、児童生徒、保護者に対し、講演等を行う。

イ 教職員を対象とした研修会を開催する。

ウ（地域）学校保健委員会等において、指導助言や講演、講義、講話を行う。

（4）派遣する健康課題解決検討委員会の構成

有識者、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、養護教諭、教諭等3～4人程度で構成。

※連絡協議会委員の意見を踏まえ実施校と調整の上、健康課題解決検討委員会を構成し派遣する。

（5）報償費・旅費及び会場費

予算の範囲内で埼玉県教育局県立学校部保健体育課が負担する。

(6) 指定期間

令和7年5月1日(木)～令和8年3月27日(金)まで

(7) 実施方法

- ア 県保健体育課は、モデル校の決定について通知する。
- イ モデル校に対し、県保健体育課は健康課題解決検討委員会を設置し、開催日程、会場等に関する調整を行う。
- ウ モデル校の代表と健康課題解決検討委員会は、事前の打合せを実施する。その際の日程調整及び会場の確保については、県保健体育課が行う。
- エ 事業を実施した学校は、終了後2週間以内に事業終了報告書を提出する。また、健康課題解決検討委員会の協力を得て、12月末までに関連資料(写真等をまとめたもの)を県保健体育課に提出する。(令和7年12月末に事業実施した場合は、事業実施から10日以内とする。)

令和7年度 埼玉県「学校における現代的な健康課題解決支援事業」全体図

埼玉県における現代的な健康課題への対応

- ・生活環境の急激な変化により、子供たちの心身の健康課題が多様化、深刻化している。
- ・現代的な健康課題の解決を図るには、地域社会が連携して社会全体で取り組むことが重要である。



埼玉県のマスコットコバトン

学校における現代的な健康課題解決支援事業連絡協議会

【構成員】
学識経験者・医療関係者
学校関係者・市町村教育委員会職員等

地域における健康課題の把握
①メンタルヘルス ②アレルギー疾患 ③歯・口の健康
④薬物乱用防止等 ⑤望ましい生活習慣 など

支援体制・支援方針の協議、検討

【構成員：1地域3～4人度】
専門医・地域保健所職員
学校職員・市町村教委等

健康課題解決検討委員派遣

健康課題解決に向けた取組の実施

支援結果についての報告

学校における現代的な健康課題解決支援事業連絡協議会

県教育委員会から
全県へ発信

支援結果についての効果検証

【健康課題解決検討委員会活動イメージ】

健康課題解決検討委員会

例1

検討委員
医療関係者又は
大学教授
教委 養護教諭

例) 地域学校
保健委員会
又は研修会

例2

検討委員
医療関係者
教委 養護教諭

例) 研修会

例3

検討委員
有識者
教委 保健師

例) 講演会



埼玉県のマスコットコバトン

- ・地域学校保健委員会
- ・研究団体による研修会
- ・教職員保護者対象講演会
- ・地区学校保健会 等

地域における教職員、児童生徒、保護者への支援

学校・家庭・地域 全体で 子供たちの豊かな心と健やかな体を育成する